

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和 7 年 2 月 1 0 日（火）
開会 午前 1 0 時
閉会 午前 1 1 時 5 分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）梅村均、（副委員長）片岡健一郎
（委 員）谷平敬子、木村冬樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 関戸郁文議長、井上真砂美副議長、水野忠三議員、日比野走議員、塚崎海緒議員
- 7 説明員 行政課長 兼松英知
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 9 委員長あいさつ
- 1 0 議長あいさつ
- 1 1 協議事項
- （1）令和 7 年 2 月（第 1 回）臨時会について
- ①議案の上程について
- 行政課長：資料に基づき説明
- 議案の内訳として、報告 1 件、補正予算 1 件の計 2 件の付議事件を確認した。
- 【質疑】
- 質疑なし
- ②会期の確認について
- 議会事務局主幹：資料に基づき説明
- 諸般の報告について、臨時会当日までに開催されるものもあるが、本日以降に開催される愛知県市議会議長会定期総会等の報告については 3 月定例会で報告させていただきたい。
- 梅村委員長：諸般の報告について、本日以降の報告案件は 3 月定例会で取り扱うこととする。
- ・会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。
- ③議案精読時間について
- 5 分から 1 0 分と決した。
- ④その他
- 特になし

(2) 岩倉市議会基本条例の一部改正について

梅村委員長：3月定例会での改正を目指している。

例規審査の経過について資料に基づき説明

例規審査で4点指摘を受けている。まず災害の対応について、第2条の災害の定義を踏まえてかという点。そのようであると伝えた。次に第4項について、主語を議会または議員としたところ、議会と議員のすみ分けについて尋ねられた。議会としても議員個人としても知識技能の習得に努めるという意味であると説明した。変える必要はないと考える。

木村委員：どうしても使っていけないわけであれば意図を主張すればよいと思う。

梅村委員長：このままとする。次に、第5項で、生活基盤の整備の前に「市民の」を加えてはどうかと言われたため、今回の資料に加えてある。

問題は4つ目の指摘で、第2項について、岩倉市災害対策本部以外にも岩倉市国民保護対策本部と岩倉市インフルエンザ対策本部もあるが、災害対策本部に絞るのかという指摘があった。案として、BCPのとおり岩倉市国民保護対策本部と岩倉市インフルエンザ対策本部も加えてはいかがか。

木村委員：全部なしにして災害に限ってという形にするか。災害の対応ということなのでどちらでもよい気はするが、BCPの関係もあるため委員長の提案どおりがよいと思う。

梅村委員長：私たちのほうで本部も災害等対策支援本部となっているから、広くやらないといけないという意味もあったかもしれない。

片岡副委員長：岩倉市災害対策本部等とすることもできると思う。岩倉市国民保護対策本部と岩倉市インフルエンザ対策本部以外のものが緊急で立ち上がる場合も考えられるため、具体的に書いていることがネックになることもあるのではないか。

木村委員：条例なので具体的なほうがよい。等は何なのと言われる。

片岡副委員長：今分かっているもので、具体的に列挙した方が分かりやすい。

梅村委員長：災害対策基本法に書いてある定義を議会基本条例に載せていると逐条解説にある。災害対策基本法が今改正されている。岩倉市で起こりえない災害も含むが、このタイミングで合わせるかどうか。

木村委員：以前からあまり岩倉市に関係なさそうな災害も含まれているので法律のとおりでよいと考える。

・法律改正のとおり記載することに決した。

梅村委員長：新しい議会基本条例の逐条解説案について資料に基づき説明

・案のとおりすることに決した。

（３）岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議会事務局主幹：資料に基づき説明

梅村委員長：持ち帰って内容を確認していただき、今後の議運で上程するかどうかやっていきたいと思う。３月中に可決できればよい。

木村委員：条ずれの説明資料をつくって欲しい。

梅村委員長：条ずれの分かりやすい資料を作成願う。

議会事務局主幹：承知した。

梅村委員長：個人情報関係でもう一つある。

議会事務局主幹：岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について資料に基づき説明

木村委員：表題にこんな言葉を使っていたか。

議会事務局主幹：削り漏れである。

水野議員：確認だが第８条第８項（１）（２）について、議員報酬と並列している中で報酬の中に議員報酬は含まれないのか。また、若しくは、若しくはと繰り返し出てくる用法はこれでよいのか。

梅村委員長：議長会の標準の言い回しがこうなっている。

木村委員：答えられるようにしてほしい。

梅村委員長：調べる。議長会に聞いておいてほしい。

片岡副委員長：条例の１８条第１項について、新しい条文では議会が保有していないものも請求できるようになるということか。

議会事務局主幹：保有個人情報で二重規定になっている。

（４）岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱について

梅村委員長：要綱は１年ぐらい前に提出されたが、意見が出た後にどのように返していくか盛り込んでもよいのではという意見もあってストップしていたもの。意見の返し方についてはまだ定まっていないが、取り急ぎ定員のことや再任のことなど、現時点で決めてきたことを要綱として正式に決めていきたい。事務局から説明をお願いする。

議会事務局主幹：資料に基づき説明

第６条の議会サポーターの定員について、１００名以内という規定であったが、これについては定めないとした。但し書きで運用に支障があると議長が認めた時はその限りでないとし、運用しやすいように改正する。

第５条の年齢は１８歳以上の市民であったが、８５歳以下を加える。但し書きで再任のサポーターについてはこの限りでないとする。

実態にそぐわない部分は削ったり加えたりして整備した。

【質疑】

特になし

- ・この要綱で決することとした。

(5)その他

(個人情報公表について)

議会事務局長：先ほど個人情報の保護条例の関係で協議いただいたが、もともと令和4年12月定例会でこの条例については可決し、令和5年4月1日から施行している。資料にあるとおり、第51条に施行状況の公表の規定があるが、令和5年度中の状況が公表できていないので公表していきたい。ホームページに「岩倉市議会の個人情報保護に対する条例」という項目のページを加えて公表したい。規定も書き込みながら、令和5年度についてはなかったと公表したいと思っている。

梅村委員長：もうされているのか。

議会事務局長：確認してからと思い、まだである。先日の五市の局長会議でも確認したが、近隣でも気づいておらずまだ行っていないところがあった。

議会事務局長：従前は岩倉市の条例に入っていたので、市の公表の中に議会の分も含まれて公表されていたが、市と議会で条例が分かれたので議会単独で公表する必要があるようになった。

梅村委員長：今後については、6月に執行機関に合わせて議会も公表できるとよいと思う。

(一般質問の配布資料の表紙について)

議会事務局長：資料に基づき説明

1月の議会基本条例推進協議会でご意見をいただいてまとめたものである。1つ目として、□に囲ってあるものを次回一般質問される議員の資料の隅に入れてもらうことを提案するものである。2つ目と3つ目については、これまでと違う点が記載してある。従来の紙資料50部に加え、データでも提出していただく。資料は一般質問の前日午後5時までに議会事務局に提出していただきたい。資料は一般質問の動画を公表するときに一緒に議会ホームページに公開することを考えている。承認いただければ早速鑑文と様式を会派室のパソコンに入れ、メールでも送信したい。

梅村委員長：位置は右隅でも真ん中でもいいのか。大抵右隅が基本か。

議会事務局長：ほかの市議会も右上が多い。

梅村委員長：大きさは変えてはいけないということによいか。

片岡副委員長：場所は右上なら右上と決めたほうがよいのではないか。

梅村委員長：場所は右上とする。

関戸議長：縦と横と両方つくるという意味か。

片岡副委員長：様式を貼り付けるだけ。テキストボックスになると思うが、それをコピーして自由に使うことになると思う。

木村委員：よその資料にはつけにくくなる。

片岡副委員長：取り込んでからつけることになる。

梅村委員長：手間がかかる。

日比野議員：この様式をつけるのはモニターに映す資料にもつけるのか。

梅村委員長：モニターに映す資料には必要ない。モニターに映すものを紙でも配布する場合はつけることになる。

資料の公開タイミングはしばらくは動画の公開と同時だが、ゆくゆく資料の提出が早くできるようになるのであれば一般質問の日に公開できていることも視野にはある。3月定例会から開始してよろしいか。

（異議なし）

梅村副委員長：そのようにする。

（ライブ配信について）

議会事務局長：資料に基づき説明

試行的に庁内へ行っていたが、課題も解決できてきたため一般向けにもライブ配信を始めたい。ホームページの議会動画配信のページにライブ配信用のページをつくり、ここから視聴してもらう。岩倉市のホームページの新着情報にも掲載して、そこからも見られるようにする。このような形でやっていきたい。

片岡副委員長：リンクは毎日変わるのか。

議会事務局長：ライブ配信は日ごとのURLなので変わる。

片岡副委員長：アーカイブとして残るのか。

議会事務局長：ライブ配信のページの中に日ごとにURLをつけるため、違う日を見たければ見られる。録画配信を掲載するまで残す予定。録画配信のように区切っておらず長いので見づらいかもしれない。

梅村委員長：一般質問の画角を変えたが、それもそのままライブ配信されるため後ろに映る議員もいるのでよろしくお願いします。

議会事務局長：前回、画角をもう少しアップにしたらどうかという意見があったため、対応していく予定。サポーターへ画角についてのアンケートを行い、回答が返ってきているが、以前より見やすいという回答が大半である。

梅村委員長：質問者がもう少し大きくなるようには調整するという事
いか。それは３月定例会前にやれるか。

議会事務局長：やる予定。

梅村委員会：ライブ配信を行うということによろしいか。

（異議なし）

議会事務局長：関連で要綱の改正が必要。これについても近々提示して確認
していただき、問題なければ４月１日施行でやりたいと考えている。

梅村委員長：ひとまず３月定例会は試行的に一般向けライブ配信をやるとい
う位置づけである。

１２ その他

特になし